

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)からの住宅移転支援事業についてのお知らせ

町では、県と協力して土砂災害から人命、身体を守るためのソフト対策の一つとして、土砂災害の危険性が高い地域からの移転を支援する「土砂災害危険住宅移転促進事業」を創設しています。

事業の概要等については次のとおりです。レッドゾーンからの住宅移転をお考えの際には、下記の問い合わせ先までご相談ください。

◆ 土砂災害危険住宅移転促進事業とは？

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内の住宅にお住まいの方(賃貸を除く)の県内の安全な区域(イエローゾーン・レッドゾーン外)への移転を支援する事業です。移転元の住宅は原則的に解体撤去する必要があります。(詳細は窓口にてお問合せ下さい)



移転費用の最高300万円を補助します。

交付要件

- ◎現在お住まいの住宅の除却
- ◎県内の安全な区域(レッドゾーン・イエローゾーン外)への移転

補助内容

- ◎移転先住宅の建設・購入費、リフォーム費
- ◎移転経費(動産移転費等)
- ◎アパート等の賃貸費(1年間)
- ◎現在お住まいの住宅の除却費等

【移転先の例】

新築(中古)住宅、親族宅、マンション・賃貸アパート、サービス付き高齢者向け住宅 など



※熊本県 HP 「土砂災害情報マップ」で身の回りの土砂災害警戒区域等の位置や範囲が確認できます。

土砂災害情報マップ

<http://sabo.kiken.pref.kumamoto.jp/website/sabo/index.html>

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域です。土砂災害警戒区域内では、土砂災害への警戒と安全な場所への早めの避難を心掛けて下さい。

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域です。特定開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われます。

問合せ先 レッドゾーンからの住宅移転をお考えの際は、下記問い合わせ先までご相談ください。

建設課 ☎ 72-1145

熊本県住宅移転

検索

熊本県 砂防課 防災管理班

☎ 096-333-2553

土砂災害危険住宅移転事業

熊本県 建築課建築物安全推進室

☎ 096-333-2535

がけ地近接等危険住宅移転事業